

一般社団法人宮城県歯科医師会

事業計画書

(令和 8 年度)

令和8年度一般社団法人宮城県歯科医師会事業計画

背景と基本方針

1. 背景

少子高齢化と人口減少が進行し、医療制度改革が急務である。2025年には「団塊の世代」が75歳を迎え、医療の需給バランスは変化してきており、さらには、高齢者の数がピークを迎える2040年（2040年問題）に向けて、これまで以上に大きな変革が必要とされており、そこでは地域ごとに医療提供体制が異なるため、地域別の細やかな検討が必要である。

2. 社会保障制度改革と地域医療構想

2013年に社会保障制度改革国民会議が政策を示し、2014年には「医療介護総合確保推進法」が制定された。これにより都道府県は「地域医療構想」を策定することとなった。現在の「地域医療構想」では、2040年に向けた医療需要を推計し、必要な医療提供体制を確立を目指し、歯科医療においては、特に訪問歯科診療や介護事業者との連携が求められている。地域医療関係者や住民が参加する「地域医療構想調整会議」では関係者の意見をまとめながら進捗管理と事業検討を行っている。歯科領域では地区歯科医師会が対応し、一貫した施策を進めることが重要である。

3. 県民の医療提供体制

2024年度から第8次宮城県地域医療計画が推進されている。歯科医療の主な取り組みには、健康づくりの推進、在宅療養者への歯科医療提供、医科歯科連携の強化、歯科救急医療体制の整備、災害時の対応があげられている。

4. 宮城県民の歯科口腔保健の現状

乳幼児期：う蝕の割合は減少傾向で、全国平均をわずかに上回る。

学童・思春期：全国平均を上回る歯科の問題（う蝕・歯肉炎）が発生している。

青年期：健診受診率が低迷している。

壮年期：歯周疾患の割合が高く、改善が求められる。

高齢期：目標値に達していない。定期的な歯科健診の受診率も低い。

障害児・者：定期検診の受診率は改善しているが、さらなる実施率向上が必要。

これらの現状を打破するために、それぞれエビデンスに基づいた効果的な方策が必要で、短期的・中期的な効果判定が必須である。

5. 今後の方向性

宮城県歯科医師会の事業を行うにあたって、現状を正確に数値化して、認識し、各種計画の継続を大切にしながらも、歯科医療提供体制や健康づくりに向けたより効果的な事業を目指し、大胆な変革が必要である。「昨日と同じ明日」ではなく、「昨日とは違う明日」への対応が余儀なくされる。痛みを伴う改革・変革なので、痛みを分かち合う改革・変化にしたいと考えている。各論については、各部会からの事業内容を参照されたい。

重点事業（各部会提案事業は除く）

1. 会員の高齢化と会費減収対策

前執行部から懸案あった現状分析と周知：会員の高齢化と未入会者の増加による会費減収の影響を広く公表し、短期間で将来のシミュレーション結果を周知、共通認識を形成する。多様な地区歯科医師会の意見を集約し、合意形成のもとで必要な対策を速やかに実施する。

2. 入会促進: 社会的貢献や質の高い診療へのサポートをアピールし、非会員との差別化を図る。

(1) 新規開設者への対応

① 歯科商工会と連携し、開設予定者へ入会勧奨を行う。

② 新規開設に関する「相談窓口」を設置し入会を促進する。

(2) 非会員へのアプローチ

非会員医療法人管理者の特性を把握し、会員メリットを明確に提示、入会を促進。

(3) 大学在籍者の入会促進

大学との連携を強化し、歯科医師の入会を促進する。

(4) 会員種別及び会費の見直し

日歯・地区歯科医師会との整合性を図り、会員種別や入会金・会費を柔軟に検討。

(5) 女性会員への配慮

女性歯科医師の就業実態や未入会の状況を調査し、課題の抽出と解決策検討を行う。

(6) 終身会員制度の見直し

終身会員の制度を見直し、全国基準に沿った調整を行う。

(7) 財政基盤の強化

協同組合との関係性を明確にし、財政基盤を安定させる。

3. 2040 年問題への対応

日本の少子高齢化が進行し、高齢者の数がピークを迎える 2040 年に向けて、効果的な質の高い医療提供体制が求められている。宮城県でも 2014 年制定の「医療介護総合確保推進法」に基づいて、地域医療構想を策定。2024 年度からは第 8 次宮城県地域医療計画が推進されている。構想の進捗管理や具体的な事業検討を行うため、地域医療構想調整会議を恒常的に開催されており、県民に良質な歯科医療を提供のため、より積極的に関与する必要がある。

4. 会館活用問題

宮歯会館は取得後 20 年以上経過し、毎年 1000 万円単位の補修費用がかかるようになってきており、事務局職員、歯科衛生士学院の教職員・学生についても環境整備は喫緊の課題である。大規模修繕、もしくは建て替え、さらには売却・移転も選択肢として排除するものではない。仙台歯科医師会・宮城県歯科医師国民健康保険組合・宮城高等歯科衛生士学院とも十分な協議を経て、会員の皆様にご協議をお願いする運びとなると考えている。時間の猶予はあまりないが、幸い、最近の不動産バブルや史上最大の株高など急速に状況は変化している。先人たちの労苦を最大限の会員に還元・供与できるよう、正確・公正な情報収集と情報開示を行い、最適解を探りたい。

重点事業（各部会提案事業は除く）小括

本会は高齢化と未入会問題に対する包括的な対策を講じることで、持続可能な会員基盤を築くことを目指している。また、2040 年問題への準備を進めることで、効率的かつ質の高い医療システムの構築を図る方針である。その実現のためには DX の活用と働き方改革の確実な推進が必要不可欠である。痛みを伴う改革ではあるが、宮城県歯科医師会そのものの存続に関わる問題である。会員それぞれが痛みを分かち合い、その痛みを最小限にするために、そして若い世代が歯科医師会に入るメリットを実感できるように、変革・改革していく。

令和8年度各部会等事業計画

「総務部会関係」

総務部会は、会員の入・退会動向を管理し、会費徴収等財務状況を適切に整理するとともに、会員の約3割が終身会員に達する会員種別構成比率の変化に対応する制度設計等について調査検討を行う。未入会問題については、非会員診療所の管理者・責任者、女性歯科医師に対し、日本歯科医師会、地区歯科医師会、歯科大学同窓・校友会、そして歯科商工会との連携の下、入会促進に有効な対策を多角的に検討する。

また、会員の会費負担増を極力抑制するため、各部会の実施する事業について重点化と効率化のための調整を行う。

宮歯会館については、会館施設と館内設備の更新を検討する。

- 1 各部会の総合調整
 - (1) 各部会の事業計画を精査し、評価による次年度の事業計画・予算案の総合調整
 - (2) 事業の実施状況並びに予算執行の進捗管理と調整
- 2 会員の管理業務
 - (1) 会員の入会・退会並びに会費徴収の状況把握
 - (2) 会員の種別と身分に関する事項の処理
 - (3) 非会員の実態把握と入会促進対策
 - (4) 「準会員」への適切な処遇の検討
- 3 宮歯会館の整備と管理運営
 - (1) 宮歯会館運営協議会の開催
 - (2) 会館施設・設備の修繕と更新・整備
- 4 本会主要行事の開催
 - (1) 宮歯新年会の開催
 - (2) 関係諸団体との意見交換会の開催
- 5 男女共同参画プロジェクト（若手活躍推進プロジェクトを含む）の推進

「地域保健部会関係」

「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、県民の口腔保健向上のため、多職種との連携を図り、県内における歯科保健事業および歯科保健サービスの再構築を行う。

県民が、妊産婦期から乳幼児期、学童期、成人期、高齢期すべてのライフステージにおいて、さらに障がい児・者、要介護者に対しても必要な歯科保健サービスおよび歯科医療を円滑に受け取れるように環境の整備を行う。そのために口腔の健康が全身の健康及び健康寿命の延伸に貢献することなどを企業や個人に対して啓発のアプローチを地区歯科医師会や県との連携を強化し、事業の効率を高める。特に妊産婦期、乳幼児期、成人期への対策、オーラルフレイル（口腔虚弱）対策、介護予防に重点をおく。

健康寿命延伸に向けて、県民の健康に寄与するための充実した事業を展開していく。

- 1 宮城県行政及び口腔保健支援センターとの連携と協力
- 2 「歯と口の健康週間(6月)」「歯と口腔の健康づくり月間(11月)」の推進と協力
- 3 妊娠期における歯科保健対策事業の実施
- 4 歯周疾患健診の推進
 - (1) 標準的な成人歯科健診・保健指導プログラムの推進
 - (2) 後期高齢者医療広域連合歯科健診事業への協力
- 5 事業所歯科健診事業の推進と充実
 - (1) 産業保健関係者研修事業への協力
 - (2) 宮城産業保健総合支援センター運営協議会への参画
 - (3) 歯科健診導入企業の開拓および事業支援
 - (4) 事業所における歯科健康教育の実施
- 6 宮城県歯科衛生士会との連携と協力
- 7 各種大会及び行事を通じた住民啓発事業
 - (1) 第44回宮城県歯科保健大会（県・県教育委員会・宮歯会主催）の実施
 - (2) 8020よい歯のコンクール(宮歯会主催)の実施
 - (3) 親と子のよい歯のコンクール(宮城県・宮歯会主催)の実施
- 8 食育の充実と推進

- (1) 食育推進会議への参加
- (2) 栄養士会との連携と協力
- 9 全国歯科保健大会、フォーラム8020、各種学会等への参加・協力
- 10 地域歯科保健医療の充実
 - (1) 宮城県地域医療計画の推進
 - (2) 地域医療介護総合確保事業への対応
 - (3) 県および市町村の歯科保健事業への援助、協力
 - (4) 県および市町村歯科保健条例制定（改定）に対する協力
 - (5) 地域歯科保健・医療・福祉の拠点整備の推進
 - (6) 8020推進財団を活用した事業展開
- 11 他職種との連携と協力
- 12 各種イベントへの協力

「学術部会関係」

学術団体として会員が常に最新・最良の歯科医学・医療に関して研鑽できるように努め、その成果を日常の歯科医療に反映させ、良質な歯科医療を提供するため、会員の生涯研修事業を推進する。また、各部会等と協力し医療安全、スポーツ歯学等を推進する。

- 1 宮城県歯科医学大会、学術講演会等の開催
- 2 会員並びにコ・デンタルに対する生涯研修会の提供および支援
- 3 各種歯科医学会・学術講演会・研修会への参加および協力
 - (1) 日本歯科医師会生涯研修事業
 - Eシステムの推進と日歯生涯研修セミナーの参加促進
 - (2) 東北地区歯科医学会
 - 東北歯連の活動に協力するとともに、当会会員の発表を支援
 - (3) 各地区歯科医師会開催学術講演会
 - (4) 歯科関連学会
- 4 他部会等との協力による医療安全研修事業の推進
- 5 地区歯科医師会学術委員会との協力による会員研修事業の推進および支援
- 6 歯科医学・医療に関する情報収集
- 7 宮歯ホームページ等を利用した情報提供
- 8 他部会等との協力によるスポーツ歯学の推進
- 9 医科歯科連携の推進
- 10 大規模災害歯科医療救護活動(備品・物資の整備)への協力

「社会保険部会関係」

昨今、歯科医療を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、他職種・多職種との医療連携や地域連携を図ることなしに歯科医療全体の発展は望めない。こうした連携と共に歯科医療のパラダイムシフト（歯の形態修復から口腔機能に着目した発展的変革）を意識し、常に俯瞰的な視点から行う社会保障事業が必須と考える。すなわち、会員のみならず患者・住民から信頼・期待される歯科医師会となるべく、良質な歯科医療を提供するという社会的責任を果たすための社保事業を展開する。

各会員所属の医療機関経営基盤安定化（増点）はこの事業展開に必須の環境であると考え、歯科医療保険制度の内容とその診療報酬点数、運用が妥当・適切なものとなるよう日歯・学会や大学あるいは社保・国保両審査委員会とともに医学的根拠に基づいた制度設計や審査体制への支援・提言を行う。また、2年毎の診療報酬改定のみならず、随時行われる先進医療の導入においても臨床現場からの意見が適切に反映されるよう活動を行っていく。さらにこうした活動に多くの会員が参加出来るよう制度理解、学会提言等について他部会等とも横断的に連携していく。

また今後は、指導・監査のみならず昨今増加傾向にあるカルテの即日開示や医療訴訟も意識したリスクマネジメントも展開し、安心して診療出来る体制づくりを行う。すなわち、会員が真正性・証拠性を維持したカルテ記載や実態に即した適正なレセプト請求が出来るよう講習会、宮歯 HP、個別相談等で情報提供及び会員対応を行っていく。当然、会務として会員に寄り添う姿勢で臨むが、不適切なものに対しては指摘し改善を促し、会員全体と患者の利益を守るべく毅然と対応することに努める方針で事業展開を図る。

- 1 各地区歯科医師会や同窓会等への社保講習会の開催
- 2 診療報酬にかかわる情報の逐次収集と伝達

- 3 個別指導・監査等のサポート及び整備・検証
- 4 社保・国保審査委員会との連携強化と審査基準の確認並びに保険者情報の収集
- 5 社保・国保のレセプト相談窓口の設置と相談事例の会員への周知
- 6 保険診療の手引き改定版の作成と随時補追編纂
- 7 カルテ開示に対応した記載例の作成と会員周知
- 8 社会保険指導者研修会への参加
- 9 各種社保関係全国ネットワークへの参加

「広報部会関係」

広報部会は、本会の活動状況、各種情報を迅速かつ適切に会員に提供するとともに、会員からの意見の収集を図り、相互信頼関係の増進に寄与する。県民に対しては、歯科保健医療情報や歯科医師会活動等の対外PRに努め、会員の地域保健医療活動の推進に寄与する。

- 1 宮歯会報の発行
年間の発行回数と掲載内容について再検討
- 2 ホームページからの情報発信
会員および対外的にリニューアルされた HP で情報の更新と発信
- 3 日歯・県および地区歯科医師会との連携の充実
国・県・日歯等関連団体からの依頼に基づき調査等を周知
各地区から寄稿された記事を会報に掲載、および地区担当者会での情報交換
- 4 宮歯一括アンケートの準備
これまで2年に一回行っていたが、4年に一回に変更
令和10年度の実施に向けて、WEBでの実施に向けて検討

「医療管理部会関係」

医療制度改革を踏まえ、本質的な医療管理を見据えた医療機関の合理化と健全化を推進し、また、会員に社会情勢の変革に対応した、医療安全、労務管理、患者管理、経営の安定化及び合理化等についての研修会の企画および情報の提供を行う。さらに歯科衛生士、歯科技工士等の会員の歯科医療を支えるデンタルスタッフの充実に向けての事業を行う。

- 1 医療管理関係
 - (1) 医療安全に係る研修会と情報提供の充実
(事故調査、ヒヤリハット、各種感染症対応を含む院内感染対策等)
 - (2) 院内管理についての情報提供および院内管理マニュアルの修正
(立ち入り検査要項の一部改正に係る対応等)
 - (3) 患者管理についての情報提供
 - (4) 労務管理マニュアル等の見直しおよび就業規則等の情報提供
 - (5) 助成金情報や施設基準届出のための講習会等の企画による医院経営管理の充実
 - (6) 歯科助手訓練講習会の開催及び更なる充実
(Web配信と実開催のハイブリッド開催の継続)
 - (7) 歯科衛生士会および歯科技工士会との事業連携（人材確保事業等含む）
 - (8) コ・デンタルスタッフの復職支援事業の実施・充実（無料職業紹介所事業含む）
 - (9) 日歯医療管理関連事業との連携の充実
 - (10) キャッシュレス等IT化への対応、医療DXへの対応や情報提供
 - (11) 日本歯科医療管理学会への参加
- 2 厚生関係
 - (1) 会員の福利厚生事業の整備
 - (2) 上寿会の開催

「学校歯科部会関係」

「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」を推進するため、同基本計画の中の学齢期における個々の項目が着実に実行されるよう努めることが重要であり、そのためには、園・学校におけるヘルスプロモーションの理念に基づく歯科保健教育・管理・組織活動の充実が不可欠となる。

県教育委員会、県行政、関係団体等と連携を密にし、園・学校における歯科保健活動の更なる向上とその定着に向け、多面的な協力支援を行い、園児・児童生徒が歯・口の健康を通し、確かな健康観を持つことで生涯にわたる健康の保持増進が図れるよう寄与する。

- 1 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例推進のための協力
- 2 学校歯科医生涯研修制度基礎研修・更新時研修会の開催
- 3 学校歯科保健研修会の開催
- 4 宮城県歯科保健大会への協力
- 5 学校に対する歯科保健・安全対策等情報の提供
- 6 地区歯科医師会での学校歯科保健活動への支援協力
- 7 学校歯科保健に関わる表彰者・学校等の推薦及び選出
- 8 宮城県学校歯科保健連絡協議会の開催
- 9 宮城県等主催の研修会等への支援協力
- 10 関係諸団体の開催する会議・大会・学会等への参加
- 11 日本学校歯科医会主催「令和7・8年度生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」に対する支援協力
- 12 全国小学生歯みがき大会への支援協力
- 13 「スポーツ歯科」普及・啓発事業の推進
- 14 歯科における子ども虐待早期発見に関する普及・啓発

「在宅歯科部会関係」

第8次宮城県地域医療計画、第9期みやぎ高齢者元気プランおよび第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画に基づき、歯科保健事業及び歯科保健サービスの再構築を行う。新計画に係る本県の医療、介護、歯科保健施策に関して、県各課毎ではなく、総合的・俯瞰的に提案する。そのうえで歯科が寄与出来る具体的事項は、本会と地区歯科医師会と共に推進する。特に2025年地域包括ケアシステム構築が各地区で進むことから、要介護高齢者や障がい児・者等のニーズに対応可能な歯科保健医療の提供体制作りを目指す。

- 1 地域医療を推進するための研修事業、情報提供等
 - (1) 要介護者の口腔ケア支援者研修会（8020運動推進特別事業）
 - (2) 障がい児・者の口腔ケア支援者研修会（8020運動推進特別事業）
 - (3) みやぎ訪問歯科相談室研修会
 - (4) 歯科医師認知症対応力向上研修会
- 2 みやぎ訪問歯科相談室、みやぎ訪問歯科・救急ステーション関係
 - (1) みやぎ訪問歯科相談室の運営（事業検討・評価委員会、研修会）
 - (2) みやぎ訪問歯科・救急ステーションの運営（運営委員会）
 - (3) 在宅歯科医療及び障がい児・者歯科医療に関する県内窓口の連絡協議会
- 3 介護保険施設等の歯科協力医療機関関係
施設等における口腔衛生管理について、状況等についての情報収集、及び情報の提供を行う。
- 4 障がい児・者の歯科保健・医療供給体制に関する事項
各医療圏での障がい児・者への歯科保健・医療体制の構築に向けて地区歯科医師会に協力する。
- 5 行政、他団体との連携
 - (1) 県医療政策課、県健康推進課、県長寿社会政策課、県障害福祉課、宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県口腔保健支援センター等 行政との連携、折衝、提言を行う。
 - (2) 宮城県医師会、宮城県薬剤師会、宮城県看護協会、宮城県歯科衛生士会、各介護福祉関係団体と連携する。
- 6 その他
 - (1) 各種講演会講師等の受託
 - (2) 各学会、研究会への参画
 - (3) 大学との連携
 - (4) 各部会との横の連携（地域保健部会、社会保険部会、医療管理部会、病診連携委員会等）

「病診連携委員会関係」

がん周術期、糖尿病等に対する医科歯科連携、病診連携、多職種連携システムの構築、深化、推進のため適切な情報提供を行う。また安全な歯科医療・口腔ケア提供のため、偶発症予防と緊急時対応において会員の知識、手技向上の支援を行う。

- 1 偶発症、緊急時対応に関する情報管理、提供

- 2 宮城県病院歯科連絡会との連携による病診連携の充実
- 3 医科との連携事業の構築及び推進
 - ・宮城県糖尿病対策推進会議との連携、世界糖尿病デーイベントの共催
 - ・宮城県糖尿病療養指導士（歯科衛生士）養成への協力
 - ・骨吸収抑制薬関連顎骨壊死予防のための連携
- 4 周術期医科歯科連携事業の構築及び推進
 - ・全国共通がん医科歯科連携講習会第二版の開催
 - ・東北大学病院周術期口腔健康管理部支援センターとの連携
 - ・宮城県がん診療連携協議会・口腔ケア部会との協力・連携
 - ・歯科標榜がない病院との周術期医科歯科連携
 - ・骨髄移植患者への医科歯科連携
- 5 宮城県地域医療計画への対応と連携事業について協力
- 6 東北大学病院歯科部門との連携及び懇談会への協力
- 7 医療事故調査制度への協力
- 8 医療安全及び感染症対策講習会の開催
- 9 救急薬品に関する情報提供

「大規模災害対策本部関係」

東日本大震災が発災して15年が経過した。令和6年1月には能登半島地震が発災し大きな被害をもたらした。地震をはじめ、台風、集中豪雨、火山噴火等による大規模災害は、我が国ではいつでも起こりえる状況にあることから、東日本大震災をはじめこれまでの大規模災害で得られた様々な経験及び教訓を生かして、更なる防災・減災体制の整備・強化に取り組む。

- 1 本会、地区歯科医師会、会員それぞれの間及び県対策本部をはじめとする防災・減災上必要な関係機関と本会の間に緊急連絡システムを整備・強化するとともに連携の強化に努める。
- 2 指定地方公共機関としての事業継続計画の策定を検討する。
- 3 本会で管理する重要な情報の災害による喪失への対策を講じる。
- 4 県内外への必要な派遣要請に迅速かつ適確に応えられるために、平時から災害歯科保健医療活動体制を一層整備・強化する（研修会の開催、大規模災害時の協力歯科医・歯科衛生士・歯科技工士等の事前登録制の検討）。
- 5 被災会員の被害状況の迅速な把握に努め、復旧・復興につながる支援に取り組む。
- 6 県内外への必要な派遣要請に迅速かつ適確に応えられるために、平時から身元確認活動体制を一層整備・強化する（研修会の開催、警察法医歯科協力医のあり方の検討、大規模災害時の協力歯科医、歯科衛生士等の事前登録の推進）。
- 7 市町村に対して防災計画における災害歯科保健医療体制の整備を明記することを働きかけ、それに対応できる地区歯科医師会の体制を整備する。
- 8 県総合防災訓練、災害医療従事者研修会等には、必要に応じて参加する。
- 9 日本歯科医師会主催災害歯科保健医療体制研修会、県主催の災害医療コーディネート研修等の研修会に参加する。
- 10 本会及び関連団体による本会館での防災訓練をより实际的に検討し実施する。
- 11 日本歯科医師会からの要請に基づく宮城県災害歯科保健医療連絡協議会を運営する。
- 12 総合的な防災訓練並びに研修会の開催
- 13 その他必要な事柄に取り組む。

各班等事業計画

1 総務情報班

- （1）災害発生時情報の収集・整理・分析と記録を行い、各班へ情報提供と各班への指示を行う
- （2）地区歯科医師会大規模災害対策本部との連絡網の維持・更新
- （3）地区歯科医師会の災害対策本部体制と名簿の整備
- （4）宮歯会館使用停止時の対策本部バックアップ体制を検討（候補 塩釜口腔保健センター）
- （5）被災地状況の把握と派遣チームへの支援 J D A T 機能時の連携窓口
- （6）館内備蓄品等の整備（対策本部拠点としての食料、生活用品）、宮城高等歯科衛生士学院学生を含む帰宅困難者の宿泊を想定した備蓄品の整備を検討
- （7）宮城県災害歯科保健医療連絡協議会の運営支援

- (8) 県との「災害時の歯科医療救護に関する協定」の見直し及び歯科関連団体との協定の再確認
- (9) 大規模災害対応マニュアル(第2版)の改訂版作成着手
- (10) 総合的な防災訓練の立案、並びにJDAT標準研修会(地域開催)の企画
- (11) 災害対策基本法並びに国民保護法に基づく「指定地方公共機関」としての対応

2 歯科保健医療班

- (1) 大規模災害時における歯科保健医療活動
- (2) 大規模災害時の歯科保健医療チームの整備(協力歯科医・歯科衛生士・歯科技工士の事前登録推進)
- (3) 歯科保健医療活動備品の整備
- (4) 各種研修会への協力
- (5) JDATへの対応

3 会員救援班

宮城県等の関係機関との連携を密にし、大規模災害により被災された会員に対する被災状況把握及び復旧に係る補助金交付等の支援、共済金の給付

4 身元確認班

- (1) 検死及び照合作業活動
- (2) 身元確認研修会の開催
- (3) 講演依頼への対応
- (4) 検死作業活動の備品の整備
- (5) 大規模災害のための関連団体との連携
(宮城県警、海上保安部、宮城県歯科衛生士会、宮城県歯科技工士会、
宮城県警察医会、JMAT宮城)

「総合政策関係」

本県の歯科保健・医療・介護・福祉・教育の向上、会員歯科医療機関の経営の安定化、本会の充実・発展のために、事業計画の基本方針、重点事業を中心に、単独の部会あるいは委員会では対応が不十分な案件に対し、本会はもとより、場合によっては外郭団体、もしくは外部の人的・物的資源、組織力、財政力、情報収集能力等を有効に活用して取り組む。

- 1 会員の高齢化、非会員増加関係対策
 - (1) 非会員の実態把握と入会対策
 - (2) 準会員の入会促進
 - (3) 会員種別と会費・入会金の推移予測
 - (4) 終身会員制度の今後について検討
 - (5) 「男女共同参画プロジェクト」と若手活躍の推進支援
 - (6) その他
- 2 「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づいた8020運動の推進
 - (1) 県条例の見直し検討委員会の推進支援
 - (2) 基本計画の進捗状況の検証・評価及び推進支援
 - (3) 市町村計画での条例化支援
- 3 地域歯科医療提供体制の整備・充実推進

宮城県地域医療構想及び第8次地域医療計画の進捗状況の検証・評価及び推進支援
- 4 東北大学との連携強化
 - (1) 連携のあり方を検討し、より強固な協力・連携体制を構築・WGの推進支援
 - (2) 東北大学大学院歯学研究科との懇談会開催
 - (3) 東北大学病院「地域医療連携協議会(歯科部門)」への参加
- 5 「医療介護総合確保推進法」への適切な対応

「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業提案に関する総合調整並びに事業執行の進行管理
- 6 医院継承問題への取り組み

実態を把握し検討、宮歯青申連との連携も考える
- 7 その他

- (1) 新規事業の立案
- (2) 諸規則検討委員会への支援
- (3) 「スポーツ歯科」への支援
- (4) その他

「医事紛争・苦情処理協議会関係」

会員に対する医療事故・苦情に対応し会員と患者との信頼関係の維持・回復及び医療事故への対応及び防止のための施策の推進。

- 1 医療事故・苦情の処理
- 2 医事紛争・苦情の情報収集と会員への提供
- 3 診療情報提供・開示に伴う医事問題への対処
- 4 医療事故防止のための対策
- 5 医療広告（HP等を含む）に対する対応
- 6 個人情報保護に関する苦情・相談への対応
- 7 医療トラブルを防止するための歯科相談業務の充実
- 8 仙台弁護士会との連携（ADR対応等を含む）

「宮城・仙台口腔保健センター運営協議会関係」

当協議会は、平成23年度より地域保健医療、学校歯科、総合政策の各部会等に分散している宮城・仙台口腔保健センターに関わる事業を統括し、展開することで、県民に対し広く歯科医師会の事業を理解してもらうと共に、歯科に関する正しい知識や新しい情報を提供することを目的とする。

以上により、宮城・仙台口腔保健センターを「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」の推進拠点と位置づけ、県民の歯・口腔の健康の保持・増進と8020達成者の増加に寄与する。

- 1 口腔保健センター、対外PR関係
 - (1) ホームページの充実
 - (2) マスコミ等への情報の提供
- 2 総合政策関係
 - (1) 宮城・仙台口腔保健センター運営
 - (2) 「県民公開講座」の企画
- 3 図書室の整理・整頓

「スポーツ歯科推進協議会関係」

超高齢化社会の到来により、子どもから高齢者に至るまで、運動に親しむことやスポーツを楽しむことは、健康管理や生活の質の向上に必要不可欠なことであると思われる。この度、当協議会と関係団体が連携を密にして、県民のスポーツ愛好家からトップアスリートまで、安心・安全にスポーツを行えるよう歯科的専門的立場から支援をする。

- 1 みやぎスポーツ・健康づくり歯学協議会の開催
- 2 スポーツ歯科に関する各種研修会の開催、並びに委員の参加
- 3 マウスガード作製講習会への参加
- 4 関係団体の開催する会議・協議会等への参加
- 5 関係団体・スポーツ競技団体等の要請への対応
- 6 スポーツ歯科普及啓発に関する地区歯科医師会への支援協力

「宮城県歯科医師会歯科医師青色申告会連合会関係」

全会員を対象に歯科医院経営の特性に基づき、税理士部会と連携を図り、青色申告を基本とする税務全般の調査研究及び指導を行い、適正な申告と医院経営の合理化に寄与し、また宮城県歯科医師会の健全運営と発展のため、財務一般に関する事業活動に協力、助成するとともに社会的交流を高めることを目的とする。

- 1 税務当局との連絡を密とし、現況の把握に努める。
- 2 歯科医院経営充実のための講習会を開催し、経営関連知識の向上を図る。
- 3 青色申告の普及並びに連合会組織の充実と協調を図る。
- 4 適正申告推進モデル地区への協力を図る。
- 5 地区歯科医師会青申会への協力並びに地域青申会との連携を行ない、社会的PRと他業種からの情報収集に努める。

- 6 会員の経営管理と適正申告の重要性について指導する。
- 7 日歯税務・青色申告委員会に協力し、事業運営の促進を図る。

細 目

- (1) 国税局・税務署関係
 - ア 税務当局への表敬訪問
 - イ 仙台北税務署（宮城県基幹税務署）との税務連絡協議会の開催
 - ウ 税務当局への協力（モニター等）
- (2) 講習会関係
 - ア 歯科簿記指導先の紹介
 - イ 地区歯科医師会青申会での税務講習会への協力
- (3) 歯科税理士部会関係
 - ア 歯科税理士部会との連絡協議会の開催
 - イ 歯科税理士部会による納税相談及び指導
- (4) 適正申告推進モデル地区事業への協力
- (5) 地区歯科医師会青申会・地域青申会関係
 - ア 地区歯科医師会青申会税務連絡協議会等への協力
 - イ 地域青申会との連携
- (6) 経営関連記事の宮歯会報への掲載と本会ホームページへの税務関連情報掲載の掲載
- (7) 宮城県歯科医師会関連事業への協力

「宮城高等歯科衛生士学院関係」

- 1 優れた資質を有する学生の確保とそのための効果的な情宣活動
- 2 高等教育機関としての位置付け
本学院は、時代に即応したカリキュラム及び実習の内容を充実させ、それに伴った教職員の体制を整備する。
- 3 宮城高等歯科衛生士学院・宮城県歯科医師会・会員歯科診療所・諸機関と連携した臨床実習施設を教育機関として位置付け、カリキュラムとの連動を考慮。会員診療所、大学のそれぞれの役割分担を明確にする。
- 4 カリキュラムの充実
学習者主体の最新の教育が行えるよう、カリキュラムプランニング能力を修得し、常に見直しを行う。また模擬患者実習、臨地・臨床実習など臨床に直結した教育内容をさらに充実させ、適正な評価とフィードバックにより、学生の目標への到達を確かなものとし、即戦力を目指した教育を行う。
- 5 大学への編入
単位制の導入により実現した卒業生の大学への編入をさらに奨励する。
- 6 歯科衛生ケアプロセスの教育
歯科衛生ケアプロセスの教育を通して、問題解決能力を備えた歯科衛生士を育成する。
- 7 歯科衛生士の活躍の場の拡大
多様な社会のニーズに応えられる幅広い知識・技術・態度教育の充実と、さらなる歯科衛生士の職域拡大に繋がる情宣・就職活動を積極的に行う。
- 8 教員の資質向上
教員研修を重視し、学士、修士課程の履修を奨励する。全国の歯科衛生士学校養成所との交流・連携を通して、教員の資質向上を図る。
- 9 研究活動
学生は3年間修得した学修の総括研究論文を通して、教員は学術研修、学会活動を通して、常に歯科衛生の理論と根拠を追求し、実践に結びつける努力を行う。
- 10 口腔リハビリテーションカリキュラム
学院内での講義実習、臨地実習をさらに向上させ、専門性の高い口腔ケアが行え、摂食・咀嚼・嚥下リハビリテーションの一端を担える歯科衛生士を育成する。
- 11 卒後研修の充実
歯科衛生士専任教員、職員全体の資質向上を図り、専門職としての生涯研修を補完する研修の場の提供と、そのためのカリキュラムを構築する。
- 12 国際交流
既に成果を挙げている海外研修をさらに推し進め、国際水準を教育に反映させ、教育の質の向上を目指す。